（品質管理の方法及び検査のための組織）

第三十四条　法第四十九条の五第二項第六号の経済産業省令で定める品質管理の方法等に関する事項は、日本工業規格Ｑ９００１（２００８）又は国際規格ＩＳＯ９００１（２００８）の品質システム要求事項のうち、自主検査を行う容器等に係る品質管理の方法等を適切なものとするために必要なものとする。

２　法第四十九条の七第三号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　日本工業規格Ｑ９００１（２００８）又は国際規格ＩＳＯ９００１（２００８）の品質システム要求事項に規定される基準のほか、自主検査を行う容器等に係る品質管理の方法等を適切なものとするために必要なもの。

二　その他告示に定める基準に適合すること

（検査員の条件及び数）

第三十五条　法第四十九条の七第四号の経済産業省令で定める条件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一　甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状若しくは甲種化学責任者免状の交付を受け、又は学校教育法による大学若しくは高等専門学校若しくは従前の規定による大学若しくは専門学校において理学若しくは工学に関する課程を修めて卒業し、かつ、容器又は附属品の検査に一年以上従事した経験を有すること。

二　学校教育法による高等学校又は従前の規定による工業学校において工学に関する課程を修めて卒業し、かつ、容器又は附属品の検査に二年以上従事した経験を有すること。

三　容器又は附属品の検査に五年以上従事した経験を有すること。

２　法第四十九条の七第四号の経済産業省令で定める数は、二名とする。

（協会等による調査の申請）

第三十六条　法第四十九条の八第一項の調査を受けようとする容器等製造業者は、様式第九による調査申請書を協会又は検査組織等調査機関（以下「協会等」という。）に提出しなければならない。

２　法第四十九条の八第二項の書面の様式は、様式第十のとおりとする。

（登録の更新）

第三十七条　法第四十九条の九の登録の更新を受けようとする者は、第三十一条第一項の規定の例により、申請をしなければならない。

（登録証）

第三十八条　法第四十九条の十一第一項の登録証の様式は、様式第十一のとおりとする。

（変更の届出）

第三十九条　法第四十九条の十二の変更を届け出ようとする者は、様式第十二による変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（軽微な変更）

第四十条　法第四十九条の十二の経済産業省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

一　登録に係る容器等製造設備の同等以上の能力を有する製造設備への変更

二　登録に係る容器等検査設備の同等以上の能力を有する検査設備への変更

三　登録に係る品質管理の方法及び検査のための組織に関する事項であって、次のイ及びロに掲げるもの

イ　日本工業規格Ｑ９００１（２００８）又は国際規格ＩＳＯ９００１（２００８）の管理責任者が不在のときに、その権限及び責任を代行する者の変更

ロ　材料、部品等の購入先の変更

（廃止の届出）

第四十一条　法第四十九条の十四の規定により登録に係る事業の廃止を届け出ようとする者は、様式第十三による事業廃止届書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（登録証の再交付）

第四十二条　法第四十九条の十五の規定により登録証の再交付を受けようとする者は、様式第十四による登録証再交付申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（登録簿の謄本の交付又は閲覧の請求）

第四十三条　法第四十九条の二十の規定により登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求しようとする者は、様式第十五による登録簿謄本交付（閲覧）請求書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（電磁的方法による保存）

第四十四条　法第四十九条の二十四第二項に規定する検査記録は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により作成し、保存することができる。

２　前項の規定による保存をする場合には、同項の検査記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

３　第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（外国容器等製造業者の申請）

第四十五条　法第四十九条の三十一第一項の登録を受けようとする者は、様式第十六による外国製造業者登録申請書に第三十一条第二項に掲げる書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

２　前項の申請書に第三十六条第二項の書面を添えない場合にあっては、様式第十七による検査申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

３　法第四十九条の三十一第二項において準用する法第四十九条の八第一項の規定により協会等の行う調査を受けようとする者は、様式第十八による調査申請書を協会等に提出しなければならない。

４　第三十一条第四項及び第五項の規定は、第一項の申請に準用する。

（外国登録容器等製造業者の変更の届出等）

第四十六条　法第四十九条の三十一第二項において準用する法第四十九条の十二の規定による変更の届出をしようとする外国登録容器等製造業者は、様式第十九による変更届書を経済産業大臣に提出しなければならない。

２　法第四十九条の三十一第二項において準用する法第四十九条の十四の規定による廃止の届出をしようとする外国登録容器等製造業者は、様式第二十による事業廃止届書を経済産業大臣に提出しなければならない。

３　法第四十九条の三十一第二項において準用する法第四十九条の十五の規定による登録証の再交付を受けようとする外国登録容器等製造業者は、様式第二十一による登録証再交付申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（準用）

第四十七条　第三十条、第三十二条から第三十五条まで、第三十六条第二項、第三十七条、第三十八条及び第四十三条の規定は第四十五条第一項の登録に、第四十条及び第四十四条の規定は外国登録容器等製造業者に準用する。

第二節　型式承認等

（容器の型式承認の申請）

第四十八条　法第四十九条の二十一第一項及び法第四十九条の三十三第一項の規定により、同項の容器の型式承認を受けようとする者は、様式第二十二の容器型式承認申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（型式承認に要する容器及び書類）

第四十九条　法第四十九条の二十一第三項（法第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。次項及び第五十五条において同じ。）の経済産業省令で定める容器の数量は、第五条第一項に掲げる容器の規格に適合するために必要な数とする。